

令和3年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和3年9月10日 金曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第 1 報告第 9 号 令和 2 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第 2 認定第 1 号 令和 2 年度川棚町一般会計決算認定
- 第 3 認定第 2 号 令和 2 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第 4 認定第 3 号 令和 2 年度川棚町後期高齢者医療特別会決算認定
- 第 5 認定第 4 号 令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第 6 認定第 5 号 令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第 7 認定第 6 号 令和 2 年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第 8 認定第 7 号 令和 2 年度川棚町水道事業会計決算認定

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 報告第 9 号

議 長 日程第 1、報告第 9 号「令和 2 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。報告第 9 号「令和 2 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」について報告内容の説明をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し、議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも、国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、同法第 3 条の規定に基づき、速やかに公表を行うことといたしております。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私の方から川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明させていただきます。2 枚目の別紙をお開きください。

まず上の表、1 健全化判断比率（法第 3 条関係）でございます。健全化比率の行が本町の令和 2 年度決算に基づく実績であります。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。まず、健全化判断比率の中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、この2つにつきましてはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので横線で示しております。実質公債費比率につきましては6パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。将来負担比率につきましては20.9パーセントで、これも早期健全化基準の350パーセントを下回っております。

次に2の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、公共下水道事業会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計はいずれも資金不足が生じていないため横線で示しております。

次に、表題を「健全化判断比率等の公表について」とした資料をお付けしております。1枚目に財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2ページ以降につきましては健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示したものでございます。3ページの表には、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向といたしましては、実質公債費比率が令和元年度に引き続き2.1ポイント減少し、一定の改善が進んでおります。また、将来負担比率につきましては、令和元年度と比較して21.3ポイントの減少となっております。この大きな減少は、公共下水道事業が特別会計から企業会計へ移行したことにより、企業債償還に充てる一般会計からの繰出金が減少したことによるものです。詳しい内容につきましては後ほど資料をご覧くださいということで、説明は省略させていただきます。

報告内容につきましては以上のおりであります。なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りしました公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 0 7)

日程第 2 ～ 8 認定第 1 号～認定第 7 号

議 長 次に、日程第 2、認定第 1 号「令和 2 年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 8、認定第 7 号「令和 2 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 認定第 1 号「令和 2 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 7 号「令和 2 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、ただいま一括議題としていただきましたので、一括してご説明をいたします。

まず、認定第 1 号から認定第 5 号までにつきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る 7 月 2 9 日、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8 月 3 1 日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 3 項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第 6 号「令和 2 年度川棚町下水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第 6 号につきましては、川棚町下水道事業の川棚町長から決算の提出を受け、去る 7 月 7 日、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8 月 4 日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第

4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された下水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を概ね適正に表示していると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

次に、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第7号につきましては、川棚町水道事業の川棚町長から決算の提出を受け、去る7月6日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月4日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明をいたしますので、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、会計ごとに補足説明、追加説明をしていただきますが、担当課長におかれましては、説明が長くなるようであれば着座にて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 それでは、着座にて説明をさせていただきます。初めに、私の方から一般会計の決算について総括的な部分のご説明をいたします。お手元にお配りしております「令和2年度川棚町一般会計 特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」と、本日お手元にお配りしております「令和2年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料」でご説明をさせていただきます。まず、決算書事項別明細書の75ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載いたしております。1の歳入総額は84億471万7,009円です。2の歳出総額は81億5,140万1,153円です。よって、3の歳入歳出差引額は2億5,331万5,8

56円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の4,162万7,000円のみでございまして、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた2億1,168万8,856円の黒字となっております。次にページを戻りまして、決算書の2ページから9ページをご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは、決算書の4ページから5ページをお開きください。

歳入合計は予算現額86億2,976万4,000円に対し、調定額85億9,100万8,893円、収入済額84億471万7,009円、不納欠損額1,043万6,885円、収入未済額1億7,585万4,999円であり、予算現額と収入済額との比較は2億2,504万6,991円の減となっております。次に、款ごとの説明をいたしますので、本日お配りしております補足説明資料をご覧ください。

1ページは歳入について記載しております。ここでは新設されたものと主なものについて、簡単にご説明をいたします。

2款地方譲与税につきましては、国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされているものであり、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、昨年度新設された森林環境譲与税が交付されるもので、前年度比4.2パーセントとなっております。決算書事項別明細書の12ページから13ページに記載をしております。記載ページにつきましては、それぞれ後ほどご確認ください。

7款自動車税環境性能割交付金につきましては、これまでの自動車取得税が税制改正により廃止され、令和元年10月1日以降は環境性能割が適用されることとなり、元年度新設されたもので、前年度比146.6パーセントとなっております。

8款地方特例交付金は、国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに特例的に交付される交付金のことです。個人住民税及び軽自動車税の減収補填のために交付されるものですが、令和元年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、全額国費により対応することとされた子ども・子育て支援臨時交付金は、令和元年度に限って交付されており、前年度比マイナス42.6パーセントとなっております。

ます。

9 款地方交付税につきましては、7, 640 万 2, 000 円の増で、前年度比 3. 8 パーセントとなっています。

1 1 款分担金及び負担金につきましては、2 年度も前年度を下回った主な原因は幼児教育の無償化施策に伴う保育料の減によるもので、前年度比マイナス 39. 7 パーセントとなっております。

1 3 款国庫支出金につきましては、17 億 4, 720 万 3, 598 円の増で、前年度比 194. 2 パーセントとなっております。2 年度の国庫支出金は、主に新型コロナウイルス感染症関連の補助金で、本町の歳入の中で最も大きな割合を占めております。

1 5 款財産収入につきましては、元年度は不動産売払収入がありましたが、2 年度はありませんでしたので、マイナス 3 億 9, 368 万 6, 048 円の減で、前年度比 97. 6 パーセントとなっております。

1 6 款寄附金につきましては、前年度比 21. 8 パーセントで、そのうち、ふるさと応援寄附金が 2, 233 件、5, 133 万 3, 000 円となっております。

2 0 款町債につきましては、3 億 1, 243 万 8, 000 円の増で、前年度比 55. 4 パーセントとなっています。

2 1 款法人事業税交付金は、令和 2 年度に新設されたもので、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。法人事業税の収入額に 3. 4 パーセントを乗じて得た額を市町村に従業者数で案分して交付されるものです。

2 2 款自動車取得税交付金は、税制改正により令和元年 10 月 1 日より廃止となっておりますが、過年度分として追加交付されたものです。以上で、歳入につきましてはの補足説明を終わります。

続きまして歳出でございます。決算書の 6 ページから 9 ページまでが歳出となります。決算書の 8 ページから 9 ページをお開きください。

歳出合計は予算現額 86 億 2, 976 万 4, 000 円に対し、支出済額 81 億 5, 140 万 1, 153 円、翌年度繰越額 2 億 8, 358 万 3, 000 円、不用額 1 億 9, 477 万 9, 847 円であり、予算現額と支出済額との比較は 4 億 7, 836 万 2, 847 円でした。よって、歳入歳出差引残額は

2億5,331万5,856円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております補足説明資料の歳出、2ページから4ページに記載をしております。今回は、コロナ関連事業成果報告書を基に、款、項、目ごとに事業費の内容について主なものを簡単に説明させていただきます。補足説明資料の歳出2ページをお開きください。

1款議会費につきましては、前年度比4.7パーセントで、1項2目町議会IT化推進事業費は、タブレット型端末の配備をするなど町議会のオンライン会議に係る費用を支出をいたしております。

2款総務費につきましては、前年度比209.0パーセントで、1項21目特別定額給付金事業費は、5,850世帯に1人当たり10万円を支出をいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止新生活様式支援事業費は、3か月分の水道基本料金の免除に係る経費を一般会計から水道事業会計へ補助、支出いたしました。

3款民生費につきましては、前年度比2.9パーセントで、1項6目介護保険感染症対策事業費は、介護保険事業所等へ感染症対策に係る費用、補助上限額20万円を17事業所に支出いたしました。障害者施設等感染症対策事業費は、福祉サービス事業所等へ感染症対策に係る費用、補助上限額20万円を8事業所に支出いたしました。

2項1目放課後児童健全育成事業費は、町内学童クラブへ感染症対策に係る備品購入費用として、補助上限額50万円を8事業者に支出いたしました。また、小学校の臨時休校による午前中開所に係る費用4か所分、登園自粛に係る保護者の利用料免除に係る費用4か所分を支出いたしました。

2項2目子育て世帯への臨時特例給付金給付事業費は、0歳から中学生を養育している保護者999人に対し、対象児童1人につき1万円を支出いたしました。

4款衛生費につきましては、前年度比7.4パーセントで、1項2目予防接種事業費は、新型コロナワクチン接種体制の確保のため、システム改修等を支出いたしました。

1項6目新生児特別定額給付金事業費は、令和2年4月28日以降、3年3月31日までに生まれた新生児1人につき10万円を世帯主79人に支出

をいたしました。

6 款農林水産業費につきましては、前年度比マイナス 28.9 パーセントで、1 項 6 目農業経営体経営持続支援事業費は、前年比 20 パーセント以上の減収となった町内の農林漁業者に対し、経営継続のための給付金 1 事業所当たり 10 万円を 27 事業所に支出をいたしました。肉用牛経営基盤維持支援事業費は、令和 2 年 4 月 7 日から令和 3 年 3 月 31 日までに出荷し販売した肥育牛 1 頭につき 1 万円、766 頭分を支出をいたしました。次に、3 ページをお開きください。

7 款商工費につきましては、前年度比 122.7 パーセントで、1 項 5 目新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業費は前年比 50 パーセント以上の減収となった町内飲食業、観光業を含む事業者に対し、経営継続のための給付金 20 万円を支出をいたしました。またさらに、前年比 20 パーセント以上の減収となった飲食業、観光業を除く町内全ての事業者に対し、経営継続のための給付金 10 万円を支出をいたしました。川棚町プレミアム付商品券事業費は、町内世帯に町内事業者で利用できる 6,000 円分のプレミアム付商品券を 5,000 円で販売したもので、委託先の東彼商工会に補助金を支出をいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金事業費は、町内の貸切りバス・タクシー事業者へ、貸切りバス 1 台につき 5 万円の 20 台分、100 万円を 1 事業者に支出、タクシー 1 台につき 2 万円の 20 台分、40 万円を 3 事業者に支出をいたしました。宿泊キャンペーン事業費は、県内在住の宿泊客 1 人当たり 1 泊上限額 4,000 円を 6,649 人分を助成、県外在住の宿泊客 1 人当たり 1 泊上限額 2,000 円を 4,369 人分を助成、支出をいたしました。指定管理施設持続化事業費は、施設の閉鎖等を行った指定管理者に対する閉鎖の影響額相当の支出の財源として繰り出すための費用、国民宿舎くじゃく荘 5 か月分、しおさいの湯 2 か月分を繰り出し、支出をいたしました。新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業費は、20 時までとする営業時間の短縮に協力した飲食店等 1 事業所当たり 76 万円分の給付金を 62 事業者に支出いたしました。

8 款土木費につきましては、前年度比マイナス 1.7 パーセントで、1 項 2 目緊急対応型雇用創出事業費は、就業機会を失った町民に対して雇用創出を行うための費用で、2 名の雇用者に係る人件費、軽トラックの購入費を支

出いたしました。

5項2目感染症対策事業費は、中央公園クラブハウスの空調機取替工事の費用を支出をいたしました。

9款消防費につきましては、前年度比1.7パーセントで、1項6目災害避難所感染防止対策事業費は、災害時の避難所における感染症予防品として、マスク、消毒液ほか、災害避難所用防災資機材として、ダンボールパーテーション、ダンボールベッド、発電機等の購入、また、各自治体に上限額40万円、防災倉庫設置補助金を支出をいたしました。

10款教育費につきましては、前年度比36パーセントで、1項3目公立学校支援事業費は、学校休業対策支援事業として学校給食費に係る保護者負担の支援のための費用1人当たり11食分を支出をいたしました。また、オンライン学習環境整備事業として、小中学校ICT情報通信技術の環境整備に係る費用で、各小中学校用のタブレットの購入費用、ICT支援員の配置に係る委託料を支出いたしました。

1項4目GIGAスクール整備事業費は、教師用パソコンにカメラ等を取り付け、遠隔授業に対応する機器の整備に係る費用を支出をいたしました。

4項5目社会教育施設感染症対策事業費は、社会教育施設等における感染症対策に係る費用で、サーモグラフィーカメラシステム、空気清浄機、オゾン脱臭除菌装置、手洗い自動水洗取替工事に係る費用を支出をいたしました。図書室機能強化事業費は、外出抑制時の在宅で過ごす時間の充実を図るため、図書室の蔵書増加に係る費用として70冊の書籍購入費を支出いたしました。

6項1目管理費は、学校の臨時休業期間中の給食食材のキャンセルに係る違約金を支出いたしました。

6項3目感染症対策事業費は、学校給食センターの環境改善事業として、調理室及び洗浄室にスポットクーラーを設置するための工事代を支出をいたしました。以上で、歳出につきましてはの補足説明を終わります。なお、そのほかの補足説明資料につきましては、後ほどご確認ください。

最後に、決算書事項別明細書78ページから83ページにかけて、財産に関する調書を記載をしております。基金につきましては、82ページから83ページに記載しておりますのでお開きください。

主な増減高につきまして、増額分は歳入の16款寄附金で説明をいたしましたふるさと応援寄附金の使途として、新型コロナウイルス感染症等対策に関することに寄附していただいた寄附金を、新型コロナウイルス感染症等対策基金として新設をしたものでございます。減額分は、平成30年度から毎年取り崩しをしております中山間ふるさと農村活性化基金100万円、役場庁舎建設基金につきましては5,600万円を取り崩したもので、どちらも基金より一般会計へ繰入れをしたものでございます。以上で、私からの説明を終わります。

議 長 続いて、企画財政課長の追加説明を求めます。

企画財政課長 はい。それでは私の方から、「令和2年度決算補足資料（一般会計）」とした資料についてご説明をさせていただきたいと思っております。これは本日お配りした資料でございます。A4の横長になります。この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により、長期的な観点から財政状況を比較検証するために毎年作成し、決算補足資料として配布しているものでございます。まず1ページでございます。

歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとに10年間の推移を取りまとめたものでございます。この表の中ほどから少し下のところに、小計というのが中ほどにあるんですが、それより5段落下のところに国庫支出金がありますが、これが令和元年度9億円弱と比較しまして、令和2年度26億4,700万円弱と大幅な増額となっております。これにつきましては会計課長の方からもご説明がございましたが、コロナ禍における家計支援として実施しました特別定額給付金に係る補助金や、コロナ対策として交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の影響であります。そして、一番下の行の「町債－公債費（元金）」とありますが、これは新たな借入から元金返済を差し引くことによりまして、町の借金の減り具合というものを見てとれる行となっております。この行がマイナスでありますと、町の起債残高が減っているという状況で、これがプラスとなると起債残高が増えているという状況になります。現状としましては、新庁舎建設に係る公共施設等適正管理推進事業債の影響で、令和元年度から起債残高が増えており、この公共施設等適正管理推進事業債、これ令和3年度まで予定しております。

て、令和3年度が8億4,520万円予算として計上しております。この令和3年度がピークで、以降は減少していくものと考えているところでございます。次に2ページをお願いいたします。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。表の上から8段目になりますが、「 $B / (A + C + D)$ 」の欄がございます。こちらが財政指標として使われる経常収支比率でありまして、令和2年度が83パーセントでありました。参考としまして、東彼杵町、波佐見町、そして類似団体の経常収支比率を掲げております。その下に、積立金現在高、地方債現在高、そして下から2番目に財政力指数を記載しております。続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別決算の状況を取りまとめた表であります。2行目の総務費につきましては、特別定額給付金による大幅増加。7行目の商工費につきましても、経済対策による大幅な増額となっております。続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、性質別決算の状況であります。この性質別では、決算統計上のルールに沿って性質別に仕分けられたもので、義務的経費である人件費につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことにより、物件費から人件費に仕分けされることとなり、人件費が増額となっております。また、公債費につきましては引き続き減少傾向であります。新庁舎建設の影響で令和4年度頃から増に転じるものと考えているところでございます。そして5ページ、6ページにつきましては、性質別決算の状況を、波佐見町と東彼杵町、郡内2町の分も取りまとめてお付けをしております。7ページをお願いいたします。

経常収支比率の推移のグラフであります。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に、町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。点線が財政指標として使われる経常収支比率で、令和2年度は83パーセントとなっており、前年度から2.7ポイントの減であります。続きまして、8ページをお願いいたします。

義務的経費である、人件費、扶助費、公債費の推移のグラフであります。

こちらのグラフを見ますと、扶助費の増加傾向が継続しているといった傾向がわかるグラフであります。続きまして9ページの方になります。

9ページは、積立金と地方債の現在高、そして町債と公債費元金償還額の推移のグラフであります。積立金につきましては、令和2年度が19億1,300万円程度ということで、前年度に比較して4,200万円程度減額しており、減額の主な要因としましては、新庁舎建設の本格化に伴い、庁舎建設基金を取り崩したことによるものであります。また、地方債現在高につきましては、令和2年度が55億5,400万円で、前年度から3億6,400万円増加しており、こちらは新庁舎建設事業の本体工事に係る公共施設等適正管理推進事業債の借入が主な要因でございます。以上、補足資料の説明を終わらせていただきます。

議 長 それでは次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町国民健康保険事業特別会計、令和2年度決算についてご説明いたします。決算書は86ページ、87ページをお開きください。

歳入における調定総額19億9,362万4,738円に対し、収入済額は19億2,721万7,126円で、収入率96.6パーセントとなっております。収入未済額の6,440万2,628円は、そのほとんどが国民健康保険税の未済額であります。不納欠損額200万4,984円を地方税法第18条の規定により不納欠損をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、18億1,980万2,387円となり、予算総額19億172万1,000円に対して、95.6パーセントの執行率でありました。決算書の107ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額19億2,721万7,126円、歳出総額18億1,980万2,387円で、歳入歳出の差引額は1億741万4,739円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく1億741万4,739円となります。109ページをお開きください。

財産に関する調書です。基金の状況はこちらに記載のとおりでございます。

て、年度内の積立金3万5,674円を加えました1億973万4,826円の基金残高となっております。成果報告書により説明をいたしますので、成果報告書の111ページをお開きください。

決算の概要でございますが、令和2年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額につきましては、こちらに記載のとおりでございます。先ほど実質収支に関する調書で報告をさせていただいたところでございます。

歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては15.1パーセントとなっております。県支出金が72.6パーセント、繰入金6.7パーセント、その他5.6パーセントとなっております。

歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付の割合が74.1パーセントと最も高くなっております。また、総務費0.4パーセント、国民健康保険事業費納付金24.1パーセント、保健事業費1.2パーセント、その他0.2パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の92ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町後期高齢者医療特別会計、令和2年度決算についてご説明をいたします。決算書は112ページからとなっております。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料1割、現役世代の保険料の一部として徴収される支援金4割、公費負担5割として国民全体で支える仕組みであり、歳入歳出については最終的に同じ額となります。精算は次年度に行うこととなっております。

歳入における調定総額1億9,685万242円に対し、収入済額は1億9,580万7,707円で、収入率99.4パーセントとなっております。収入未済額の103万1,335円は、後期高齢者医療保険料の未済額であります。不能欠損は1万1,200円を高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定により不納欠損処分しております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、1億9,569万7,826円となり、予算総額1億9,615万9,000円に対し、99.7パーセントの執行率でありました。決算書123ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額1億9,580万7,707円、歳出総額1億9,569万7,826円で、歳入歳出差引額は10万9,881円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく10万9,881円となります。成果報告書の123ページをお開きください。

決算の概要でございますが、歳入額並びに歳出額はこちらに記載しているとおりでありまして、先ほど実質収支に関する調書でご説明をしたところでございます。

歳入につきましては、歳入総額に占める後期高齢者医療保険料の割合が69.7パーセントでございます。繰入金に占める割合が27.3パーセント、その他3.0パーセントとなっております。

歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が3.1パーセント、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が96.7パーセント、諸支出金が0.2パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の118ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長 続きまして、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町介護保険事業特別会計、令和2年度決算についてご説明いたします。決算書の126ページ、127ページをお開きください。

歳入における調定総額14億4,840万4,017円に対し、収入済額は14億4,026万6,970円で、収入率99.4パーセントとなっております。収入未済額の742万5,137円は、介護保険料の未済額であります。不納欠損額71万1,910円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分しております。次のページをお開きください。

歳出における支出済額は、13億7,496万922円となり、予算総額

14億4,078万に対して、95.4パーセントの執行率でありました。決算書145ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額14億4,026万6,970円、歳出総額13億7,496万922円で、歳入歳出差引額は6,530万6,048円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の6,530万6,048円となります。147ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。令和2年度において基金利子を含む1,001万3,050円を介護保険給付費基金に積み立てており、年度末現在額は1億5,015万8,172円となっております。次に成果報告書により説明をいたします。成果報告書の127ページをご覧ください。

決算の概要でございますが、令和2年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はこちらに記載のとおりでございます。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料が19.6パーセント、国庫支出金23.3パーセント、支払基金交付金24.2パーセント、県支出金14.1パーセント、繰入金14.5パーセントとなっております。

歳出につきましては、歳出総額の大部分を占めます91.1パーセントが保険給付費であり、総務費2.4パーセント、地域支援事業等費5.4パーセント、基金積立金0.7パーセント、諸支出金0.3パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書132ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、令和2年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について、追加説明をいたします。決算書の161ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額及び歳出総額ともに1億3,

066万6,062円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。次に決算書の150、151ページをお開きください。

歳入は不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開きください。

歳出についてであります。支出済額1億3,066万6,062円は、予算現額の約99.5パーセントの執行率でありました。それでは、成果報告書の138ページをお開きください。

第一総括の1. 決算の概要につきましては、令和2年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書で説明をしたところであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する諸収入を占める割合は31.5パーセントで、一般会計繰入金68.5パーセントであります。なお、収入総額に対する観光事業収入の割合は16.2パーセントであります。前年度と比較しますと、7.1パーセントの増となっております。観光事業収入につきましては、成果報告書の139ページに記載しておりますとおり、指定管理基本協定に基づき納付される観光事業収入であります。前年度納付額と比較し、約1,400万円の増となっております。また、当初予算額に対しまして、決算額は2,111万4,979円となった理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による指定管理施設の休館に対する国・県からの雇用調整助成及び事業継続給付金等の支援並びに町からの観光施設事業特別会計繰出金において、施設の閉鎖等を行った指定管理者に影響額相当の支援金を支出したことにより、経営の安定化が図られたものと思っております。

成果報告書の138ページに戻っていただきまして、3. 歳出につきましては、歳出総額のうち観光施設事業費の割合が86.6パーセント、公債費が13.4パーセントであり、予備費の支出はありません。決算書には歳入歳出決算事項別明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。後ほどお目通しいただければと思っております。以上で説明を終わります。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 それでは次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算」についてご説明をいたします。決算書の11ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和2年度における川棚町の下水道の整備状況は、処理区域面積が309.1ヘクタールとなっております。

年間総有収水量につきましては82万3,857立方メートルで、前年度に比べ2万5,538立方メートルの増加となりました。この有収水量につきましては、一般、事業所、学校、官公署など、ほぼ全ての用途で増加をしておりますけれども、特に一般では2万906立方メートルの増加となっております。

次に経営の状況ですが、決算書1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出について消費税込みの金額であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は、4億9,337万466円であります。支出の第1款下水道事業費用の決算額は4億7,807万3,741円であります。次のページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。支出の第1款資本的支出の決算額は4億3,344万8,763円、また、翌年度への繰越額の6,500万円は地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において繰越計算書の報告をいたしましたとおり、川棚浄化センターの改修・更新実施計画、耐震化実施計画、すいません。収入が3億237万1,500円ですね。資本的収入ですね。で、支出が4億3,344万8,763円で、繰越額が6,500万円。で、その6月議会にその報告をしておりますけれども、その内容といたしましては、浄化センターの改修と更新実施設計、耐震化実施設計業務及び下組雨水排水区の浸水シミュレーション業務となっております。それから、この資本的収支の、資本

的収入が資本的支出額に対して不足する額におきましては、4ページの下に書いておりますとおりの補填を行っておるところです。次に5ページ、6ページをお開きください。

損益計算書です。5ページの最下行に記載のとおり、本年度の経常利益につきましては866万8,823円であります。6ページに記載のとおり、前年度の繰越欠損金が4,156万7,017円ありますので、当年度の未処理欠損金は3,289万8,194円となります。

7、8ページには剰余金計算書、9、10には貸借対照表、11ページから16ページには事業報告書を記載しております。17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20には固定資産明細書、21ページから26ページには企業債明細書、27ページから31ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 次に、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。引き続き、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書11ページです。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和2年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,634人で、その約99.5パーセントにあたる1万3,605人に給水をいたしております。年間の総配水量につきましては203万942立方メートルで、前年度に比べ6万3,774立方メートルの増加となりました。

年間総有収水量につきましては、182万8,458立方メートルで、前年度に比べ5万5,822立方メートルの増加となりましたが、有収率については前年度に比べ0.1ポイント減少し、90.0パーセントとなっております。この有収水量につきましては、個別の用途では、一般で1万945立方メートルの減少となっておりますが、官公署で6,521立方メートル、工場で6万5,138立方メートルの増加となっております。

次に、経営の状況です。決算書の1、2ページです。収益的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億4,903万9,879円あります。支出の第1款水道事業費用の決算額は3億3,512万1,038円あります。次に決算書の3、4

ページです。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は6万6,500円です。支出の第1款資本的支出の決算額は6,202万5,803円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの下表に記載のとおり補填を行っております。次のページです。5、6ページです。

損益計算書になります。5ページ最下行に経常利益を記載しておりますけれども、1,121万4,780円の経常利益となっております。

6ページでの特別利益と特別損失がマイナス1,641円となっておりますので、当年度純利益が1,121万3,139円となり、次の前年度繰越利益剰余金を加算した6,075万8,802円が当年度未処分利益剰余金となっております。未処分利益剰余金につきましては、議会の議決を経てその一部を翌年度、その年度の収益に応じ、建設改良積立金及び減債積立金へ積立てを行うものとしておりますけれども、山道浄水場第7次拡張工事による減価償却費に多額の費用を要する状況であり、今後数年間は収益が悪化することが見込まれるため、昨年度に引き続き次年度以降の収益を担保するため、各積立金への積立ては行わず、未処分利益剰余金として留保することとしております。

次に7、8ページには剰余金計算書、9、10ページには貸借対照表、11ページから16ページには事業報告書を記載しております。17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21、22ページには企業債明細書、23ページから27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 はい。ただいま各会計についての説明を受け、これから質疑を行います。決算内容につきましては成果報告書にも詳しく記載をしております。監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点をお含みおきいただき、各会計の歳入・歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いをいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚

町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたします。

議 長 それではまずはじめに、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

6 番 山 口 ちょっと、一般会計歳入歳出決算書の補足説明資料でお尋ねしたいんですが、町税がですね、1.9パーセント前年度より増加しているところ。ところが昨年というのは、もうコロナの中でですね、経済活動その他が非常に委縮した年度じゃないかと。まあそういう中であれば、税収というのは一般的に減収するんじゃないかというのを予想されるんですけども、この増収になった要因が何かあるのかということが1点。

それから、同じく補足説明の中でですね、国庫支出金が17億4,700万、それくらい増額されてますが、この金額については全てですね、いわゆるコロナ対策に使われたのかどうかですね、増額分。その2点をお尋ねしたい。以上です。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 はい。山口議員の町税の増額になった要因のですね、質問、お答えしたいと思います。資料としては、一番見やすいのが、成果報告書の11ページの方をちょっと見ていただければ、大体要因が見えてくるかと思ひまして、そちらをご覧くださいと思います。11ページの第1表の現年度課税調定額っていうところで、各税額ごとの増減というのが、右側の方にあります。この中の内訳としまして、まず個人町民税が若干上がっております。それから固定資産税ですね。これが2,100万ほど増額しております。この2つが要因が考えられまして、まず個人町民税につきましては、増額につきましては、2年度におきましては、やはり給与所得につきましては、経済状況がやっぱり上向きには転じてなかったということで、給与の所得についてはちょっと減が見られたんですけども、その反面その他の所得というところで、その他の所得、いわゆる譲渡所得の増があった関係で、個人町民税につきましてはちょっと増となっております。それから固定資産税につきましては、これがちょうどですね、令和元年中における家屋の増がっております。これに伴いまして、固定資産税が上がっているということでござい

ます。以上でございます。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 もう1点のご質問の、新型コロナ関係の交付金についてのご質問でございます。定額給付金につきましては、この補助金につきましては、全額使われているということでご理解いただければと思います。あと、地方創生臨時交付金ですね、こちらの分につきましては、一部を令和3年度に繰り越して使っている状況でございます。精算につきましては、令和3年度に入ってから精算するというようになっておりますが、令和2年度の実績でいきますと、令和2年度実施しました事業の中に、一部事業費が予算額より消化されていない事業がございます、例えば宿泊キャンペーン事業でございますが、これは令和2年度末でございますが、第4波が起こりまして、なかなか宿泊キャンペーンが予約が減ったということがありまして、予算の消化ができてないという状況がございます。具体的な金額はまだ精算ができていませんので、きちんとした額は今はご説明できませんが、地方創生臨時交付金の一部はですね、若干返還する可能性が出ているという状況でございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:34)

議 **長** 続いて、認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:34)

議 長 続いて、認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:34)

議 長 続きまして、認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:35)

議 長 続いて、認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 直接にこの会計の内容ではないんですけど、先ほど財政健全化比率の中での説明の中に、22条関係ということで観光施設事業特会が入っていましたが、22条は「公営企業を運営する町長は」って書いてあるんで、公営企業のことじゃないかと思うので、下水道と水道が入るのはわかるんですけど、観光施設事業の特会が入っているというのがわからなかったんで、その点をすいません、遅れましたけど、説明をお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 ご質問にお答えいたします。公営企業といいますと、川棚町では水道事業と公共下水道事業ということになります。で、これに観光特会を加えているわけですけれども、一応観光特会につきましては、準公営企業という取扱いになっておりまして、この中に加えるというふうな形になっております。ただ、私もですね、そこちょっとうろ覚えでございますので、改

めてそこを確認しまして、お答えしたいと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:38)

議 長 続いて、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:38)

議 長 次に、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:39)

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」は、更に予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があらうかと思われますので、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和2年度各会計決算認定等については、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

議 **長** 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

議 **長** ただいま設置をいたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項につきましては、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

議 **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(11:41)

(…休憩…)

(11:52)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** お手元に配布しております決算審査特別委員会名簿のとおり、決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に水谷末義委員、副委員長に堀田一徳委員、また、分科会の正副主査を常任委員会の正副委員長とすることに決定をいたしました。以上のとお

